



# 鳥取県公報

令和5年3月14日（火）  
第9480号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（95）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定（96）（医療・保険課）・・・・・・・・・・ 2
	国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（97）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	県統計調査の実施（98）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定予定（99）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 4
	令和5管理年度におけるくろまぐる（小型魚）等の知事管理漁獲可能量 （100）（漁業調整課）・・・・・・・・・・ 5
	物品売払代金の徴収事務の委託（101）（畜産試験場）・・・・・・・・・・ 5
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （102）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 5
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 （103）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	基本測量の実施（2件）（104・105）（〃）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	落札者の決定（デジタル改革推進課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 正 誤	令和4年11月18日付鳥取県告示第555号中訂正・・・・・・・・・・ 8

# 告 示

## 鳥取県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 指定訪問看護事業者等

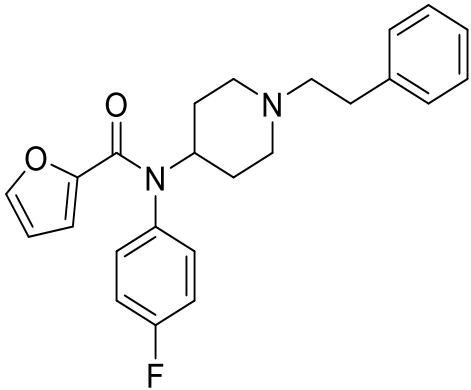
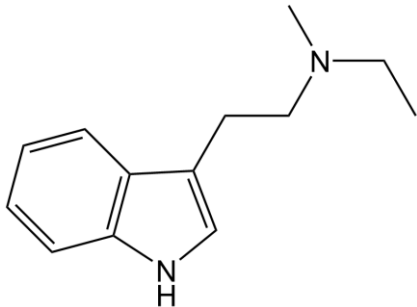
名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社RAKU	米子市河崎3462-3	楽訪問看護ステーション	米子市安部740-9	令和5年1月6日

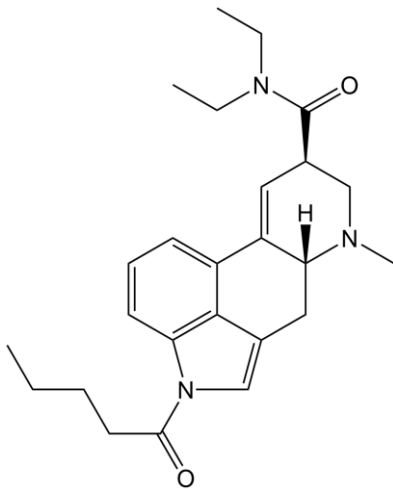
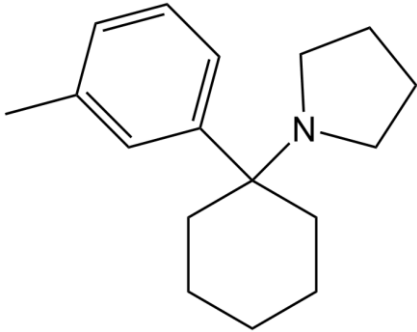
## 鳥取県告示第96号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
4-知(1)-12	para-Fluorofentanyl、4F-fentanyl、4F-Fu-F	N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド及びその塩類 
4-知(1)-13	MET	N-エチル-N-メチルトリプタミン及びその塩類 

<p>4-知(1)-14</p>	<p>1V-LSD</p>	<p>(8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノイル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類</p> 
<p>4-知(1)-15</p>	<p>3-Me-PCPy、 3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine</p>	<p>1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第97号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、令和5年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 1
- 2 一般納付金所得係数 0.8119486064915
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8155374484915
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.8361425011749
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第98号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的  
令和4年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 従業員数
    - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
    - ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項
      - (ア) 自社中間処理前発生量
      - (イ) 委託前自社中間処理方法
      - (ウ) 委託中間処理方法
      - (エ) 委託最終処分方法
  - (2) その基準となる期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 報告を求める者  
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者にあつては、鳥取市）に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
令和5年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。

---

**鳥取県告示第99号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
倉吉市大河内字スンボウ707の140、707の141、707の144、字汗干谷681
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第100号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)のくろまぐろ(小型魚)及びびくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ(小型魚)	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	4.4トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.4トン
くろまぐろ(大型魚)	鳥取県定置網漁業	5.4トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.6トン

**鳥取県告示第101号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月14日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

1 委託の相手

- J A全農ミートフーズ株式会社
- J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 大山乳業農業協同組合
- 全国農業協同組合連合会鳥取県本部

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**鳥取県告示第102号**

平成24年鳥取県告示第221号(建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。	1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>令和4年鳥取県告示第189号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>令和2年鳥取県告示第215号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>及び<u>令和3年鳥取県告示第566号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>発注工事に関する図書の複写物は、入札日の3日(休日を除く。)前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。</u></p> <p>(5) 略</p>
---	---

**鳥取県告示第103号**

平成24年鳥取県告示第223号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和4年鳥取県告示第513号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和2年鳥取県告示第574号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p>

<p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>発注業務に関する図書の複写物は、入札の日の3日(休日を除く。)前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。</u></p> <p>(5) 略</p>
---	--

鳥取県告示第104号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(衛星合成開口レーダー地盤変動測量)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から終了が通知されるまで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第105号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から同年7月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

**調 達 公 告**

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県・市町村共同利用型電子申請・届出システム調達業務 一式
- 2 契約方式 総合評価一般競争入札
- 3 落札日 令和5年1月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 落札金額 月額1,474,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札公告日 令和4年11月25日
- 7 落札方式 総合評価落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課  
鳥取市東町一丁目220

正 誤

令和4年11月18日付鳥取県公報第9450号の鳥取県告示第555号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 10

誤 字向山

正 大字大瀬字向山